

※ 完了検査申請時に、該当項目について確認事項をチェックの上押印し、提出して下さい。

建築基準関係規定報告書(設備関係)

建築基準関係規定に基づき下記事項を確認しました。

工事監理者 () 建築士 () 登録第 号
資格氏名 (印)
建築事務所名 () 建築士事務所 () 登録第 号 TEL

建築基準関係規定	確認事項	チェック
建築基準法 ・第32条(電気設備)	メーターが取り付けられている 連絡先: 関西電力 北摂営業所 0800-777-8015	<input type="checkbox"/>
ガス事業法 ・第40条の4の規定が適用される消費機器	建築設備監理報告書「7.ガス設備」に、ガス工事業者名の記入・押印されている	<input type="checkbox"/>
水道法 ・第16条の規定が適用される給水装置	給水装置工事完了報告及び竣工検査の申込みがされている 問合せ先: 上下水道局 給排水サービス課 06-6858-2961	<input type="checkbox"/>
下水道法 ・第10条第1項の規定が適用される排水設備	「排水設備工事計画確認通知書」が発行されている 問合せ先: 上下水道局 給排水サービス課 06-6858-2961	<input type="checkbox"/>